

債権譲渡通知書 添付書類一覧

還付金発生理由	必要書類及び注意事項
「還付金発生事由」が 抹消登録の場合	○納税義務者が法人の場合は、印鑑証明書(写し可) ○納税義務者が個人の場合は、印鑑登録証明書(写し可) ○抹消日が確認できる書類(写し可) 例)登録識別情報等通知書、登録事項等証明書など
重複納付の場合	○納税義務者が法人の場合は、印鑑証明書(写し可) ○納税義務者が個人の場合は、印鑑登録証明書(写し可) または 領収証書(写し可)(※注1、注2) ※注1 領収証書を添付する場合に限り認印でも可 ※注2 領収証書が発行されない納付方法による場合は、お 支払完了メール等、納付の確認ができるもの

上記に加えて、別途添付書類が必要な場合

納税義務者の住所・氏名が 納税通知書と異なる場合	○納税通知書記載の住所・氏名から現在の住所・氏名への変更 の履歴が確認できる書類(写し可) 例)住民票、戸籍謄本、履歴事項全部証明書等
納税義務者が 死亡している場合 注)相続人代表者が債権譲渡人 となります	○納税義務者(被相続人)の死亡が判る書類(写し可) 例)戸籍謄本、除籍謄本、住民票の除票、 ○納税義務者(被相続人)の相続権が確認できる書類(写し可) 例)戸籍謄本 ○相続人代表者の印鑑登録証明書(写し可)